

## 静岡市歴史文化施設建設検討委員会設置要綱

## (設置)

第1条 静岡市は、(仮称)静岡市歴史文化施設基本構想(平成23年3月策定)に基づき市の歴史文化施設に必要な機能、規模、展示内容、運営方法等を検討するに当たり、学術的及び専門的な見地からの意見を聴取するとともに、市民の意見を把握するため、静岡市歴史文化施設建設検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見を述べる。

- (1) 歴史文化施設の機能、規模、展示内容及び運営方法に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、歴史文化施設に関し市長が必要があると認める事項

## (組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民

3 市長は、前項第2号に掲げる者を委員に選任するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

## (庶務)

第7条 委員会の庶務は、観光交流文化局歴史文化課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年1月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。